

いる見方に対する懐疑、その二は、伝統的なヒューマニズム、進歩の理念に対する懐疑である。この認識は、視覚メディア（テレビ・映画・広告等）の発達、大量消費主義的繁栄の永続性への信頼、倫理・ライフスタイルの多様化に伴う中心的・社会的権威の弱体化、などを背景として生まれている（スチュアート・シム編『ポストモダニズムとはなにか』松柏社 二〇〇二年）。啓蒙主義の否定を中核とし、客観性・普遍性に疑問を投げ、相対主義・文化主義的理解に重きを置き、諸事象を関連性の中で把握・認識しようとする歴史認識は、混沌とした現代の時代性を、ある面で象徴的に示しているともいえる。さらに記せば、個人主義がもたらす物質的享樂や公共心の欠如に疑念を呈したトクヴィルの主張の一面が、ネオコンや保守派から再評価されていることも連動しているといえよう。強大な国家の論理が荒れ狂い、ナショナリズムの台頭が顕著となり、個人の価値・市民的諸権利が次第に後景に押し遣られようとしている現在、われわれに投じられている課題は深刻で重い。

自由民権に関する問題は、優れてアクチュアルな課題でもあるとともに、以上のように研究状況の上でも検討すべき必須の課題となっている。今回のシンポではこのような状況を踏まえ、議論の輪を広げるため、歴史的体験としての自由民権運動がその後どのように認識されていたかについて日本史学から、比較史的視点に立ちドイツで起こった結社の活動様態について西洋史学から、それぞれ検証される。そして両報告を踏まえ、自由の概念や実態、中国における市

平成一七年度早稲田大学史学会大会報告

民意識の思想や運動、東アジアの連帯・民主主義の可能性などについてコメントされる。シンポジウムの活発な討論を期待したい。

## 報 告

### 吉野作造と柳田国男

日本史学専修 鶴見 太郎

今年（二〇〇五年）春から初夏にかけて東アジア規模で起こった「反日デモ」に対する日本側の反応、とりわけ民間の側からの反応を見る時、国家的な価値とは別に構築されるべき「共通の歴史認識」を考える上で、その醸成基盤となる「民権」意識が果たしてどこまで近代日本に根付いているのか、という問題が浮上してくる。本報告はこの、眼前で起こった極めて卑近な現象を手許に置きながら、大正期から戦中にかけて、「自由」「民権」という言葉について、「東アジア的視野」、「前近代との連続性」という観点からそれぞれ独自のスタンスを示した吉野作造、柳田国男の二人を取り上げつつ、広く日本の知識人が見せた思想的特色の一端を逆照射するものである。

周知のとおり両者は一九二四年『朝日新聞』に同時入社し、短期間ともに論説委員をつとめた。「自由・民権」という思想、ないしそれによって表象される人間像についておよそこの二人は、それぞ

れの活動期にあって、お互いに特異な立場をとった。「自由民権」という主題から、この二人を取り出すのは唐突かも知れないが、先程の東アジアを射程に置いた時、日本に「いかに民権意識が根付いていないか」という今日的な問いかけを前にすると、両者の営みを跡付けておくのは決して無駄ではない。

民本主義の唱導者として活動していた大正初期の吉野は、一方において明治期における自由民権運動に対し、極めて低い位置づけをしている。その吉野が一九二〇年代後半にはじまる明治文化研究において、次第にこれらの運動について評価の光を当て始める。その際、吉野は「公議輿論」という理念受容の背景に、旧時代の「先王の道」が「公義」へと読みかえられ、「自主自由」「天賦人權」もまた、「公義」とする独自の翻訳の回路を抽出した。

ここから吉野は「封建時代に訓練されたところの「道」に対する気持ちをも、直に移して自由民権等の新理想にささげた」（『わが国近代史における政治意識の発生』一九二七年二月）との規定を行う。これは自ずからかつて「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」において述べられた、民本主義とは、その国、その土地の中から引き出される要素によって異なる展開を遂げるとの主張とも連動する。その意味において吉野がコスモ倶楽部などを通じて模索した、東アジア諸国を媒介とする民本主義によるゆるやかな連帯は、「民権意識」というより長い射程において検証する必要がある。

一方、前近代の民間習俗を研究対象とした柳田国男にとって「自

由」観は、戦後、「進歩・保守・反動」（『展望』一九五〇年五月）で登場する或る博打の話に見るごとく、あくまで無頼漢の論理、無秩序を誘発する論理として受け止められた。「リバティ」という言葉を「自由」と翻訳したのが、そもその間違いである、とした柳田の言説の中から同義の言葉で肯定的な要素をこめたものとして、挙げられるのは「自然」であろう。柳田の著作において「自然」とは、あくまで無秩序の意味として使われた時期と、前近代からの不文律によって調和した状態にある意味として使われた時期がある。柳田にとって、「自由」を担保するものは、あくまで共同体における経験知を踏まえていることが前提条件となっていた。

既知の通り、一九三〇年代の柳田は「一国民俗学」を提唱し、これら言葉にならない不文律とは、数世代にわたる民間伝承の蓄積の上に熟成されるものであるとし、少数の例外をのぞいていまだ外国人研究者が研究対象とする範囲ではない、とした。しかし昭和一〇年代後半において柳田は、こうした自らの方法・視点をひとつの思考環境として維持することを自身の課題として設定する。その成果が問われたのは、一九四三年を頂点とする「柳田国男先生古希記念事業」である。この一連の事業において柳田は、あくまで実証的な視点を失うことなく、アジア規模での比較民俗学を射程に据え、自らの経験的な民俗研究を理解する知識人ネットワークを折口信夫、橋浦泰雄らの支援を得て構築する。その中には、占領下の北京にあって精神的な孤塁を守る周作人のような深い理解者も含まれていた。

吉野と柳田に見られる思想、及びそれに沿った人的な繋がりとは、  
時期的には異なるものの、東アジアに対して「押し付けではない」  
連帯を志向している意味で共通しており、その歴史的位相はいよ  
よ価値を増しているといえよう。

## 近代ドイツにおける「市民化」と「国民化」

—明治期日本の自由民権運動との比較から—

西洋史学専修 小原 淳

本報告では、一九世紀ドイツの「トゥルネン運動」と自由民権運  
動の比較を試みた。「トゥルネン」[Turnen]とは、ナポレオン支配  
下のプロイセンにおいて教師・思想家のFr・L・ヤーンが始めた、  
ドイツ独自の身体運動文化である。ヤーンの言葉を借りれば、「トゥ  
ルネンは偉大な共同体的精神と愛国心を創り出す」ものであり、単  
なる個人の健康維持や娯楽を目的としていたのではなく、「ドイツ  
民族性」の称揚を通じたフランス支配の打破とドイツの国家統一を  
最大の課題にしていた。

シンポジウムのテーマとの関連において重要なのは、このトゥル  
ネンが「結社」組織を母体とした運動として、ドイツ各地で、そし  
て上層から下層までの広い社会階層を巻き込みながら展開したとい  
う点である。各地の結社では、体操を中心とする身体運動の実践の  
ほかに、大規模な祝祭や、古戦場等の史跡や国境地域等への集団

平成一七年度早稲田大学史学会大会報告

での遠足、男声合唱や演劇の公演、様々な問題に関する講演会、武  
器を使った訓練、消防・救助訓練等が行われていた。また、一八四  
八/四九年革命期における革命軍への参加や、帝政期における社会  
主義的トゥルネン結社の活動に象徴されるように、トゥルネン結社  
はしばしば政治的実践の場であり、多くの民衆が自らの政治的意志  
を表現する可能性を著しく制限されていた「長い一九世紀」のドイ  
ツにおいて、彼らの政治的意識の形成や発露の場としての性格を有  
していた。

このような当時のトゥルネン結社は、従来の人的結合関係の原理、  
すなわち身分や出自、財産、宗派等の枠とは異なる個人主義的原理  
に立脚しており、また結社内部においては会員個々の身分・職業等  
の相違にかかわらず、互いを「お前、君Du」で呼び合う平等主義  
が浸透していた。近年の研究は、トゥルネンが民衆の身体を規律化  
し、公権力の思惑に適合する方向へと彼らを「国民化」していった  
ことを強調している。しかし、反面で、結社という場を通じて、そ  
れまでは政治的・社会的な自己表現の機会を著しく制限されていた  
人々が「国家」や「国民」という問題を自らのものとして思考し、  
表現することが可能になったのであり、彼らを単に国民化に向けた  
規律化の受動的な対象であったとするのは一面的な理解だろう。

翻って、明治期日本の自由民権運動における結社の問題をどのよ  
うに理解しうるだろうか。当該期には全国で二千以上の民権系結社  
が存在したが、近年の研究は、これらの結社における活動が、学習